

チャレンジ計画認定審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、チャレンジ補助金交付要綱(平成12年6月26日施行)第9条に定めるチャレンジ計画認定審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第2条 委員会に委員長および副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第4条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経済部において処理する。

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。